

コーポレートガバナンス CORPORATE GOVERNANCE

Oak Capital Corporation

最終更新日: 2016年7月5日

Oakキャピタル株式会社

代表取締役会長兼CEO 竹井 博廉

問合せ先: 管理本部 総務部 TEL03-5412-7474(代表)

証券コード: 3113

<http://www.oakcapital.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- コーポレートガバナンスの充実は、株主の信頼性を確保するとともに、企業の社会的責任を全うするうえで、最も重要な課題のひとつであると考えております。これを踏まえ、当社は常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることができることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。
- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働する。
 - ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - ・独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組みを構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
 - ・中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話をを行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

原則1-4

当社におきましては、政策保有株式の保有はございません。

原則1-7

取締役は、取締役会規則に則して、自らに関して利益相反に係る問題(潜在的なものを含む。)が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得ることとしております。取締役会は、その取引条件の妥当性等について審議し、当社の利益が確保されるかという観点で決定を行います。

原則3-1

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

自社のウェブサイトにおいて掲載しております「コーポレートメッセージ」「経営理念」「経営戦略」「成長戦略(2015年経営計画)」をご参照ください。

<http://www.oakcapital.jp/about/policy/>

<http://www.oakcapital.jp/about/plan/>

<http://www.oakcapital.jp/about/growth/>

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前述「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

【方針】

基本報酬について、基準年俸報酬と業績連動報酬に分け、基準年俸報酬については常勤・非常勤の別を含めた職務・職責に応じて、業績連動報酬については会社業績に応じて、各々相当と判断される水準としております。また、基本年収とは別に、インセンティブ報酬の位置づけとして、適宜ストックオプションの付与を実施しております。

【手続】

取締役の報酬は、平成22年6月29日開催の定時株主総会の決議によりその限度額を定めており、個別の額は取締役会が代表取締役の答申を踏まえ、独立社外取締役への意見聴取を経て決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針】

当社の事業やその課題を熟知し、当社の経営を的確かつ公正に遂行できる者を、その知識、経験、能力の多様性を勘案しつつ一定数の経営幹部その他の業務執行取締役として指名します。また、監督機能を発揮するため、「社外役員の独立性基準」を充足する者の中から、豊かな知見やバックグラウンドも考慮のうえ、当社の経営に有益な助言を行いうる者を複数名社外取締役として指名します。

【取締役候補者の指名を行うに当たっての手続】

取締役候補者の選任にあたっては、社内外を問わず、各候補者の知識、経験、能力、遂行力を十分評価した原案が代表取締役より提出され、独立社外取締役への意見聴取を踏まえ十分な審議を経て取締役会で決議します。

【監査役候補者の指名を行うに当たっての方針】

社内監査役候補者については、当社の事業やその課題を熟知し、当社の監査・監督を的確かつ公正に遂行できる者を指名します。また、社外監査役候補者については、監督機能を発揮するため、「社外役員の独立性基準」を充足する者の中から、豊かな知見やバックグラウンドも考慮のうえ、当社の経営に有益な助言を行いうる者を複数名社外監査役として指名します。

【監査役候補者の指名を行うに当たっての手続】

監査役候補者の選任にあたっては、社内外を問わず、各候補者の知識、経験、能力、遂行力を十分評価した原案が代表取締役より提出され、監

査役会の同意を得たうえで、十分な審議を経て取締役会で決議します。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

【竹井博康】

永年にわたり投資事業をはじめ様々な事業分野における企業経営に携わる等豊富な経営、業務執行経験を有しております、当社CEOとしてその経験や知見を当社経営において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものです。

【秋田勉】

永年にわたり経理財務業務をはじめとする経営管理業務に携わる等豊富な業務経験を有しております、管理本部長兼経理財務部長としての委嘱を踏まえ、その経験や知見を当社経営において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものです。

【横野冬樹】

永年にわたり証券会社等において投資銀行業務や企業買収業務に携わる等豊富な業務経験を有しております、投資銀行部長としての委嘱を踏まえ、その経験や知見を当社経営において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものです。

【尾関友保】

永年にわたり経営コンサルタント会社等の経営に携わる等豊富な業務経験を有しております、その経験や知見を当社経営において活かすことにより、社外取締役として経営陣からは独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等への貢献が期待できるものです。

【宇田好文】

永年にわたり数多くの投資案件に携わる等豊富な業務経験を有しております、その経験や知見を当社経営において活かすことにより、社外取締役として経営陣からは独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等への貢献が期待できるものです。

【高橋英也】

当社の元取締役経理部長であり、その財務・会計に関する知見から、常勤監査役として当社の会計監査・業務監査の実効性強化が期待できるものです。

【坂井眞】

永年弁護士として培われた専門的な知識、経験等から、社外監査役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものです。

【廣瀬元亮】

永年スポーツ関連財団の常務理事として培われた専門的な知識、経験等から、社外監査役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものです。

【上野園美】

永年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識、経験等から、社外監査役として経営陣からは独立した立場で会社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できるものです。

補充原則4-1-1

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている重要な業務執行の決定、ならびに取締役の職務の執行の監督を主な役割といたします。また、取締役会は、迅速かつ機動的な意思決定とスピード感ある企業経営の実現、および取締役会による取締役の職務執行に対する監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定を、原則として代表取締役会長兼CEOに委任いたします。

原則4-8

当社では、東京証券取引所の独立役員に関する「独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

原則 4-9

東京証券取引所の独立役員に関する「独立性基準」が当社の独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保すると判断されることから、当該基準を当社の独立性判断基準としております。

補充原則4-11-1

当社は、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うための取締役の人数として、5名から10名程度が適切であると考えております。なお、現在の取締役の人数は5名です。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、経営戦略、投資事業等の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていくようにしたいと考えております。

補充原則4-11-2

取締役・監査役の他の上場会社の役員等の兼任状況については、当該状況が合理的な範囲内であることを確認のうえ、事業報告書等において毎年開示しております。

補充原則4-11-3

年1回、毎年度期末後に、取締役会の機能強化に実効性を持たせしていくことを目的として、各取締役の自己評価を踏まえ取締役会の役割・責務の観点からその有効性を分析・評価を行うとともに、その分析・評価結果を取締役会で審議いたします。また、その結果の概要を開示いたします。なお、平成27年12月の定例取締役会において、平成27年4月以降の取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、その分析・評価結果を審議いたしました。この中で、以下の観点から取締役会全般としてその実効性は十分に確保されていることを確認いたしました。

(1)取締役会規則に基づき重要案件を漏れなく議案として選定し、取締役会を原則毎月開催することにより、適時適切に審議を行っている。

(2)取締役会の審議に先立ち、常勤取締役や執行役員による協議にて、問題点・課題・リスク及びその対策を明確化し、取締役会における議論の実効性を高めている。

(3)経営状況、事業状況について定期的な報告を受け、適切なリスク管理及び業務執行の監視を実施している。

(4)上程議案の審議にとどまらず、多様な業務経験を持つ取締役及び経営に関する豊富な経験、知見を持つ独立社外取締役により経営課題に関し多角的な視点から活発な議論、検討を行っている。

また、取締役会における議論のさらなる活性化に向けて、社外取締役への情報提供の充実を図っていくことや運営の効率化を図っていくことなどの課題を共有しております。

補充原則4-14-2

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対し、就任の際に取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会や当社事業・組織・財務等に関する必要な知識の習得の機会を提供し、その後の在任中におけるこれらの継続的な更新を行います。また、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供や斡旋、その費用の支援を行います。

原則 5-1

自社のウェブサイトに掲載しております「情報開示方針」をご参照ください。
<http://www.oakcapital.jp/about/disclosure/>

(1)株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
 株主との対話全般の統括者として取締役管理本部長を指定しております。

(2)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
 対話を補助する所管部署として管理本部傘下にIR・PR室を設け、また同じく管理本部傘下にある総務、財務、経理、法務部門と横断的な情報共有に基づき有機的な連携・対応を推進しております。

(3)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み
 定期的な説明会の開催は行っておりませんが、年に数回、自社開催または各種IRイベントに参加するなど、事業や今後の展開に関する理解の促進に努めています。

(4)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
 取締役会議長は、株主の意見が取締役会全体に確実に共有されるよう取締役会の議事において配慮しております。

(5)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
 「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止の徹底を図っております。いかなる場合でも、未公表の重要な事実に関しては、適時開示規則等による情報の開示を行うまでは、外部からのお問い合わせへの回答の場合を含め、一切のコメントを差し控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎 光博	2,274,900	4.24
エルエムアイ株式会社	2,248,268	4.19
株式会社SBI証券	959,200	1.79
竹井 博康	895,300	1.67
日本証券金融株式会社	731,700	1.36
ツバメ工業株式会社	587,400	1.10
ゴールドマンサックスインターナショナル	400,500	0.75
大川 徹	383,520	0.71
白石 和弘	360,000	0.67
吉澤 英和	255,360	0.48

支配株主(親会社を除く)の有無 ——

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 その他金融業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
尾関 友保	他の会社の出身者										
宇田 好文	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾関 友保	○	—	永年にわたり経営コンサルティング会社等の企業経営の豊富な経験を有しており、加えて米国公認会計士として専門的知識を備えており、当社の経営に対して的確な助言をいただけるものと判断して、社外取締役として選任しております。
宇田 好文	○	—	永年にわたり数多くの投資案件を経験しており、当社の投資対象である分野にも精通しております。従いまして、当社の経営に対し、豊富な経験と知見を活かしていただけるものと判断して、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5名

監査役の人数 4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 監査役は、監査法人から会計監査の計画の説明、実施状況の報告を受けるとともに、意見交換会を通して、監査上の留意事項について意見交換を行っております。
- 監査役は会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築しております。
- 監査役は内部監査部門と定期的に会合を持ち連携して監査上の問題等を共有しております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂井 真	弁護士													
廣瀬 元亮	弁護士													
上野 園美	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂井 真	○	—	これまで、直接経営に関与した経験はありませんが、永年弁護士として培われた専門的な知識・経験等から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していくいただけるものと判断して、社外監査役として選任しております。さらに、独立役員として、取引所が規定する事前相談の要件に該当するものは全くなく、したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
廣瀬 元亮		—	永年、スポーツを通して心身ともに健全な社会の発展に貢献することを目的とする財団の常務理事として培われた知識・経験等から当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していくだけると判断して、社外監査役として選任しております。
上野 園美	○	—	これまで、直接会社経営に関与した経験はありませんが、永年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識・経験等から、当社の社外監査役として経営陣からは独立した立場で会

社の業務執行に対する監査・監督機能の強化への貢献が期待できると判断して、社外監査役として選任しております。
さらに、独立役員として、取引所が指定する事前相談の要件に該当するものは全くなく、したがって、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成22年6月29日開催の第149期定時株主総会の決議により、取締役のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額として別枠で額80,000千円(うち社外取締役について20,000千円)と定めております。
また、平成26年9月1日開催の取締役会決議により、平成26年9月30日付で、取締役に対し、有償ストックオプション(新株予約権)を発行しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、その他

該当項目に関する補足説明

- 1.平成22年6月29日開催の第149期定時株主総会の決議によるストックオプションの対象者
取締役、監査役
※制度として整備していますが、付与は行っていません。
- 2.平成26年9月1日開催の取締役会決議による有償ストックオプションの対象者
取締役、監査役、執行役員

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告、有価証券報告書で役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額基本報酬と業績連動報酬とに分け、月額基本報酬については常勤・非常勤の別を含めた各取締役の職務・職責に応じて、業績連動報酬については会社業績に応じて、各々相当と判断される水準としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対して原則月1回、代表取締役等から業務執行状況等についての説明をし、情報を伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役及び取締役会
取締役会は取締役5名で組織しております。取締役は毎月開催される取締役会及び必要に応じ随時開催される取締役会に出席し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と代表取締役の業務執行の監督を行っております。
2. 経営会議
代表取締役、常勤取締役及び本部長をもって構成する経営会議を設け、取締役会より委譲され、投資委員会にて意思決定される事項以外の経

営上の重要事項について審議並びに意思決定を行っております。なお、常勤監査役は任意に経営会議出席し意見を述べることができます。

3. 業務執行体制

取締役会のチェック機能の強化及び迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能と職務執行機能を分離し、具体的な職務執行については、「組織規程」において定めております。

4. 社外取締役及び社外監査役に関する事項

取締役会を構成する取締役5名中独立役員でもある2名が社外取締役であり、当該社外取締役を含む取締役は他の取締役の業務執行の監督を行っています。また、監査役会を構成する監査役4名中独立役員2名を含む3名が社外監査役であり取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役会は内部監査部門と協議し、それぞれ監査計画を作成するなど連携を図っております。

5. 社外取締役を設置している場合におけるその機能及び役割

平時においては経営者の説明責任の確保、有事における社外の視点を入れた判断の担保や経営者の暴走の防止・安全弁といった役割を期待しております。

6. 監査役の機能強化に係る取組み状況

(1)監査役監査を支える人材・体制の確保状況

「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」、「監査役関係」、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」を参照してください。

(2)財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

常勤監査役には当社元取締役経理部長を選任しております。

(3)独立性の高い社外監査役の選任状況

一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たす社外監査役2名を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業としての成り立ちや規模、業務の内容等により、選択できるガバナンス体制としては委員会設置会社体制や社外取締役を中心とした取締役会体制を探る選択肢は狭く、現状の社外取締役の選任と監査役会等との連携を図っていく体制が当社ガバナンス体制として最も適切であると判断しております。このガバナンス体制は、社外取締役により監査役に係る権限・体制面での不備も補い、経営に対する監督の強化を可能とするものであります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

株主総会の3週間前に招集通知を発送しています。

電磁的方法による議決権の行使

より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表

- ・インターネットのホームページにディスクロージャーポリシーを公表しております。
- ・東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等(以下「適時開示規則」)に従い、情報開示を行っております。また、当社では、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様の理解の一助となると判断した情報については適切な方法によりできる限り積極的かつ公平に開示することを基本方針としております。

個人投資家向けに定期的説明会を開催

なし

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

なし

海外投資家向けに定期的説明会を開催

なし

IR資料のホームページ掲載

- ・インターネットのホームページにIR情報として、事業概要、業績ハイライト、IR資料(有価証券報告書、決算短信、株主通信等)、IRイベント(IRイベント年間スケジュール)、株式情報、株価情報等を掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

- ・IR・PR室を設置し、専任の担当者を置いております。

その他

- ・情報開示規程を制定し、適時適切な会社情報の開示を正確かつ公平に行えるよう社内体制の充実に努めています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

- ・株主・投資家をはじめとするステークホルダーとのコミュニケーションを促進するため、積極的なIR・PR活動に努めています。
- ・インターネット、各種印刷物、個人投資家向けイベント、機関投資家ミーティング等、様々な手段を活用し、認知度の向上に努めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらに相当する者(以下、4. 及び5.において「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)代表取締役は、内部統制管理責任者として、内部統制構築にかかる全責任を負うとともに、当社並びにその子会社(以下「当社グループ」という。)の全役職員に対し企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。
 - (2)取締役は、経営理念を率先垂範し、社員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先する企業風土を醸成する。
 - (3)当社は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役は他の取締役の職務執行の監督を行う。
 - (4)当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査に関する規程、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、職務執行状況の調査などを通じ、法令遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。
 - (5)当社は、コンプライアンス関連規程、規則等を定め、当社グループの全役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とともに、コンプライアンス委員会を設けコンプライアンス体制の構築、整備及び問題点の把握・解決を図る。
 - (6)当社は、当社グループの事業活動又は取締役及び社員のコンプライアンス上の違反行為あるいは疑義のある行為が行われ、又は行われようとしていることに取締役及び社員が気づいた際の通報体制として、社外の通報窓口の設置も含めて、個人が直接通報を行うことのできる手段を構築し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底した運用を行い、通報内容を秘守する等、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものとする。
 - (7)当社は、「コンプライアンス行動規準」、「反社会的勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序又は安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。
 - (8)当社は、職務分掌に関する規程等に基づき、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
 - (9)当社は、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止を図る。
 - (10)当社は、業務執行部門から独立した内部監査業務を専任所管する内部監査室を設け、専任者を配置する。専任者は、年度監査計画に基づき当社グループにおいて監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うとともに、内部監査結果を代表取締役に報告を行い、併せて取締役会及び監査役へも報告する。
 - (11)当社は、内部監査室からの内部監査結果を受け、代表取締役の指示に従い不備の改善及び開示すべき重要な不備の是正を行う。
 - (12)当社は、金融商品取引法及びその他の法令への適合も含め、「コンプライアンスの遵守」、「業務の効率性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備し、業務の改善を図る。なお、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」については別途これを定める。
 - (13)当社は、会社情報の開示について、「情報開示規程」、その他関連規程において当社グループからの情報収集、開示書類の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)当社は、株主総会、取締役会及び経営会議の議事録を、法令及び関連規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
 - (2)当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
 - (3)当社は、情報セキュリティに関する基本方針、規程を定め、各種情報資産への脅威が生じないよう適切な保護対策を実施する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動において想定される各種リスクにかかる適切な評価・管理体制を構築する。また、リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント推進に係る課題、対策を協議、決定し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管理する。
 - (2)当社は、事業上のリスクとして、市場リスク・信用リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク及び災害リスク等を認識し、個々のリスクに対するマニュアル等の整備及び見直しを行う。
 - (3)当社は、「危機管理細則」に基づき、不測の事態が発生した場合の対応を含む危機管理体制を整備し、有事には迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を防止し、損失を最小限にとどめる。
4. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制
 - (1)当社は、「取締役会規則」において、取締役会において付議すべき事項を定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。また、併せて、決裁に関する稟議決裁基準一覧表にて、代表取締役等の決裁権限を定める。
 - (2)当社は、代表取締役以下常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営全般にかかる重要事項を協議・決定する。
 - (3)当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の透明性を確保するため、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と職務執行機能を分離する。
 - (4)当社の役員及び社員は、その専門機能に応じて子会社の経営効率の向上及び企業価値を高めるため、積極的に支援・指導・助言するものとする。
5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社マネジメント規程」等の関連規程を定め、子会社に対し、重要事項について当社の事前承認を得ること及び経営状況を定期的に報告又は説明することを義務付ける。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する特定の社員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その社員を定める。
7. 当社の監査役の職務を補助する使用者の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する特定の社員を置いた場合には、当該社員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従う。また、取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動、人事評価等については、事前に監査役と協議を行い決定する。
8. 当社の監査役への報告に関する事項
 - (1)監査役は、取締役会その他重要な決議の場に出席し報告を受ける。
 - (2)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員にその説明を求めることができる。
 - (3)取締役及び社員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - (4)当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で隨時会合を持つ。
 - (2)取締役は、監査役の職務が実効的に行えるよう、監査役との間で、情報の交換に努める。
 - (3)内部監査室は、監査役との間に定期的な会合を持ち効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
 - (4)監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る監査計画につき事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。ま

た、監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。

(5)監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築する。

(6)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・コンプライアンス行動規準において、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断することを定めています。

・反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力による被害を防止するために、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的として、反社会的勢力への対応にあたり基本的な方針や具体的な対応について定めています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

法律顧問契約を締結している3名の弁護士からコーポレート・ガバナンス体制やコンプライアンスにつき適宜アドバイスを受けております。
また、顧問契約を締結している公認会計士から投資委員会等において、必要な都度アドバイスを受けております。

